

特記仕様書

工事名 : 花の回廊整備工事（取香川）
工事場所 : 成田市長田地先

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、標準仕様書によるものとする。また、受注者は、標準仕様書の適用にあたっては「成田市建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）に基づく監督体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督及び検査（完成検査、出来形検査等）については、地方自治法、成田市財務規則、成田市建設工事検査規程に基づくものであることを認識しなければならない。

第2条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準によるものとする。

第3条 施工体制台帳

1. 受注者は、その一部を下請負に付したときは、成田市建設工事適正化指導要綱（以下、「適正化要綱」という。）に基づく施工体制台帳を作成し、現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、適正化要綱により、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

第4条 建設副産物

1. 共通事項

- (1) 「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」により、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」によ

り作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をコブリス・プラスにより作成し、提出するとともに、これらの記録を工事完成后1年間保存しておくこと。

注）請負金額1,000千円以上のすべての工事について、建設資材の利用並びに建設副産物の発生及び排出の量の大小及び有無に関わらず作成する。

（2）建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。

（3）建設廃棄物の処分にあっては、排出事業者（元請業者）は、処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設8団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

（4）建設副産物の処理完了後、速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に2部提出すること。

2. 刈草

本工事で発生する刈草は片道運搬距離23kmの印西市別所地先のへ運搬し、処理するものとする。処理方法指定（A）

上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議すること。

第5条 段階確認

受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階
草花管理工	元肥	施工前（植栽位置の確認）
〃	〃	施工後（肥料空袋確認）

第6条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 一般の歩行者、耕作車両及び交通車両の通行を優先し、安全を確保することとする。
3. 元肥、草花植付け時は通行止めとするものとし、バリケードなどにより立入禁止措置を行うとともに迂回路の表示も行うものとする。なお、アガパンサス植付け区間については、交通誘導員を配置するものとする。

第7条 工期

工期は、契約の翌日から令和9年1月29日までとする。

なお、工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間（材料納入期間含む）	60 日間
後片付け期間	40 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他不稼働日数	—

第8条 作業区分

本工事の作業区分は以下による。

- ・昼間作業 本工事に含むすべての工事

ただし、上記によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第9条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第10条 天災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報が発令された場合は、ただちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置等を行うものとする。

第11条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに、本試行の運用について、監督員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第12条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、週休2日制適用工事（受注者希望型）の試行対象である。
2. 受注者は、契約後速やかに、週休2日制の実施希望の有無及び取組方法について監督職員と協議すること。
3. 週休2日制の実施にあたっては、「成田市土木工事週休2日制適用工事試行実施要領

(令和8年4月)」に基づき実施すること。

第2章 施工

第13条 施工

施工については、河川堤防への影響を最小限に抑えること。

第14条 元肥

元肥については、株及び球根1つあたり 0.02m^2 (□ 0.15m 、深さ 0.15m)とし、マグアンプK(大粒)を $150\text{g}/\text{m}^2$ の割合で混合することとする。

第15条 草花植付け

1. 草花植付けについては、元肥を行った後、アガパンサス及びスイセンの球根の2～3倍程度の深さに植付けするものとする。
2. 生育の支障となる石や雑草等は取り除くこと。
3. 配植にあたっては契約図面に基づき適切に行い苗同士の間隔(幅、距離)を管理し、良好な景観になるよう配置するものとする。なお、苗同士の間隔については、 20m ごとに測定することとする。